

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市山科区西野山射庭ノ上町294-1					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	株式会社 王将フードサービス 代表取締役社長 大東 隆行					
事業者の主たる業種	外食店舗（餃子の王将）の運営・管理					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	20年 4月 ～ 23年 3月					
基本方針	環境問題全般に対し、積極的・計画的に対応して行く。温暖化対策としては未利用エネルギー、バイオマス等の利活用を積極的に推し進める。					
推進体制	「環境問題対策室」を核に事業毎にPGを組み、計画的に対応して行く。計画を長期・中期・短期・情報収集期と区分し、進捗状況を確認しながら推進していく。					
	環境マネジメントシステム名称					
	適用範囲					
	取得年月日					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20～21	直営店舗	高効率(COP3以上)の設備導入(エコキュート等)、地熱・太陽光等の利用について道筋をつける。			
	20	FC店舗	省エネ啓蒙を通じ、できるところから着手を促す。			
	21	工場	地熱ヒートポンプの導入、バイオマスボイラーの導入検討			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度(計画) (22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)		
	A 事業所等排出区分	9,097 t	8,762 t	-3.7 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 9,097 t	*2 8,762 t	-3.7 %		
	目標設定の考え方	新規出店状況によっても変わると思うが、現行の対策を継続・拡大していけば達成可能と判断。また、工場における地熱ヒートポンプの導入が早まれば更なる削減も可能。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)	
	直営店舗	二酸化炭素換算 売上1千円当たり	0.0016 Co2-t	0.0014 Co2-t	-12.5 %	
	工場	二酸化炭素換算 電気・ガス使用量	1743 Co2-t	1680 Co2-t	-3.6 %	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方						
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)				
		取組量等 (二酸化炭素換算)				
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)		t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)		t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)		t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)		t
削減量等合計			*3 t			
差引排出量 (排出合計-削減等合計)		基準年度(実績) *1 9,097 t	目標年度(計画) (42)-(43) 8762 t	増減率(計画) -3.7 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	フードマイレージ短縮の意味もあり、従来より主要原材料は殆ど国内産を使用しているが、食の安心・安全の流れも鑑みできるだけ副原料等も国内産を優先して使用していく。					
特記事項						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。